

釜石市ホームページ広告の表現に関する技術的基準

(趣旨)

第1条 この基準は、釜石市ホームページ広告掲載要綱第3条第2項の規定に基づき、利用者の利便性を保持するため、釜石市のホームページに掲載する広告の表現に関する技術的基準について定めるものである。

(禁止する表現)

第2条 次の表現を含む広告の画像は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、使用することができない。

- (1) 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）
- (3) ラジオボタン（あたかも選択が可能できるような誤解を与えるもの）
- (4) テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

(アニメーションの禁止)

第3条 アニメーションを用いた広告の画像は、使用することができない。

(リンク先ホームページの表現)

第4条 広告からリンクして表示されるホームページは、市ホームページの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は利用者が釜石市の事業であると錯誤するおそれのある表現を使用してはならない。

(色調)

第5条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像若しくは写真等を使用する場合は、文字の周囲を縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

この基準は、平成20年11月1日から施行する。